

(案)

農企第 2042 号
平成17年12月27日

各課長 あて
各所長 あて

農林水産部長名
(公印省略)

入札制度の改善に伴う委託業務の公表の取扱及び指名業者数について

みだしのことについて、下記のとおり取り扱うこととしたので通知します。

記

- 1 委託業務の契約過程・内容等の公表について
建設工事に関する調査、測量、設計及び工事管理の業務委託の契約過程・内容等の公表については、工事に準じて取り扱う。
- 2 設計金額の事前公表について
設計金額の事前公表の対象となる工事等は、250万円以上の競争入札に付する工事及び委託業務(建設工事関連)です。
- 3 本庁契約における指名業者の事務所推薦人数について ✓
指名業者数の増加に伴う各ランクごとの事務所からの推薦業者数は、別添のとおりとする。

(※平成22年4月1日より、工事設計額の事前公表については、全面取り止め。(平成22年3月26日付農企第3269号)

メモ